

NPO支援専門家派遣による個別団体支援事業 実施要領

1 目的

山梨県内にあるNPO法人等の事業運営が円滑に行われるよう、行政手続きや会計処理の仕組みなど、専門的な支援を要する案件について、各分野の専門家を派遣し、運営の支援を行います。

2 事業概要

(1) 支援回数と時間について

1団体1件 1時間（最長2時間）

※相談時間の内訳について、相談1件（1申し込み）につき、相談者と専門家が相談の上、資料作成の要点確認に1時間、後日、作成した資料確認に1時間のように2時間以内で分けることは可能。

※定められた時間を超える対応が必要と専門家が判断した場合は、時間の延長を認める場合がある。

(2) 支援方法について

原則、面談で行う。（※ただし、専門家の判断で変更は可。）

(3) 登録している専門家の種別

行政書士、司法書士、税理士、弁護士、ICT等の指導資格所持者 など

(4) 主な支援内容

行政機関への手続きに関すること、NPO法人会計に関すること、NPO法人の運営方法に関すること、広報活動に関すること など

(5) 支援対象外となる内容

- ・書類自体の作成代行にあたる内容
- ・定期的に関係機関へ提出する書類（資産変更、役員変更、事業報告書、決算書など）の作成 など

3 対象

山梨県内でボランティア・NPO活動をしている、または、活動を予定している団体及び個人

4 事業の受付期間

毎年6月～翌年1月末まで 年24回

日程につきましては、申込時に事務局が利用希望団体と専門家の都合の良い日程調整を行います。

（※ただし、本事業予算の上限に達し次第、期間内であっても受付終了となります。）

5 申込から報告までの流れ

(1) 派遣の申し込み

利用希望団体は、次のとおり、必ず事前にお申し込みください。

- ・申 込 先 山梨県ボランティア・NPOセンター TEL 055-224-2941
- ・申込方法 電話連絡にて、お申し込みください。

※センターがお申し込みの受理前に、利用希望団体が直接、本事業内容を指す連絡を専門家に行っていた場合、その後のお申し込みがあったとしても、本事業の対象と認めません。また、このとき発生したいかなる事象についても、当センターは一切責任を負いません。

※必要に応じて、資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 専門家の調整

利用希望団体からお申し込みを受け、山梨県ボランティア・NPOセンターは内容確認後、専門家との調整を行います。専門家の対応可否について調整し次第、派遣の可否について、利用希望団体へ、原則、1週間以内に連絡します。

(3) 相談日程等の調整

派遣が可能となった場合、山梨県ボランティア・センターが専門家と利用者の都合をふまえた上で、調整し決定いたします。

(4) 利用団体からの相談に対する専門家による支援

調整した日程及び会場において、利用団体は申込内容に即した相談をし、専門家からの支援を受けます。

(5) 報告

専門家は、派遣日の翌日から2週間以内に、山梨県ボランティア・NPOセンターへ、報告書を提出してください。

6 支援にかかる費用について

利用団体の費用負担はありません。

※本事業に関わる専門家の報償費は、山梨県ボランティア・NPOセンターが支払います。

7 専門家への報償費等の支払い

利用団体及び専門家から報告書が提出された後、センターは、報償費（表1参照）を専門家へ支払います。

表1：報償費一覧

1回の支援時間	金額
60分まで	5,000円
60分～120分まで	10,000円

8 個人情報の取り扱いについて

お申し込みの際、いただきました個人情報は、本相談会の運営・記録のみに使用することとし、「特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会 倫理規程 第9条（個人情報保護）」に基づき、適正に管理いたします。

9 申込・報告及び問い合わせ先

特定非営利活動法人 山梨県ボランティア協会

山梨県ボランティア・NPOセンター

〒400-0031 甲府市丸の内2-35-1 やまなし地域づくり交流センター3階

TEL 055-224-2941 FAX 055-232-4087

メール yvnc@yva.jp